

4月1日から

～一人ひとりの人権が尊重され、誰もが暮らしやすいまちへ～

「益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例」が施行されます

市では、全ての人の人権が尊重され、個性や多様性を認め合うことのできる社会の実現を目指し「益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例」を令和6年12月に制定しました。この条例では、差別のない人権尊重の社会づくりを進めるうえでの基本となる考えのほか、市民や事業者の皆さん、市が行うべきことなどを定めています。



市ホームページ「益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例を制定しました」▶



～ 条例の主な内容 ～

市の責務

- 市政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立って取組みます。
- 差別のない人権尊重の社会づくりに必要な施策を総合的、計画的に推進します。

市民の皆さんへ

- 人権に対する意識を高め、他の人の人権を尊重するよう努めましょう。
- 人権問題の解消に向け、自らも積極的かつ主体的な役割を果たすよう努めましょう。

事業者の皆さんへ

- 事業活動に関わる人の人権を尊重するよう努めましょう。
- 人権尊重の視点に立って事業活動を行うよう努めましょう。

人権を侵害する行為の禁止

家庭、学校、職場、地域、インターネット上など社会におけるあらゆる場所や場面で、差別的言動、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷等他の人の人権を侵害する行為を行ってはなりません。

人権教育および人権啓発の推進

市は、差別のない人権尊重の社会づくりを推進するため、あらゆる機会をとらえて人権教育に取り組むとともに、人権啓発の充実に努めます。

相談および支援体制の充実

市は、人権の侵害に関するさまざまな相談に的確に応じ、必要な支援を行うため、国、県その他関係する組織と連携し、相談および支援体制の充実に努めます。

【問い合わせ先】 益田市人権センター ☎ 31-0412

「MASUDA no Hito (ひとが育つまち益田)」ホームページをご存じですか？

「MASUDA no Hito (ひとが育つまち益田)」ホームページ（通称「ますだのひと」）では、暮らし・仕事・地域の取組を、それらに関わる人の「想い」と共に紹介しています。ぜひご覧ください。



～地域に根ざす介護の挑戦～

令和6年4月に「合同会社ミツマル福祉事務所」を起業した間庭さん。ふるさとして益田にUターンし「この地域に少しでも貢献したい」という気持ちからの挑戦。挑戦するうえでの楽しみと苦労、そしてそこから見つけた“大切にしたいもの”とは・・・。

#仕事 #介護福祉 #介護支援専門員 #起業

【問い合わせ先】 市地域振興課 ☎ 31-0600

MASUDA
no
Hito

記事紹介 Vol.20



掲載記事はこちら！